

静岡県教育委員会告示第17号

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱を次のように告示する。

平成30年6月1日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、勤労青少年の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、県立高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する有職生徒及び就労困難者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「教科書」とは、文部科学大臣検定済教科書及び文部科学省著作教科書をいうものとする。
- (2) この要綱において「学習書」とは、通信制の課程の履修において教科書と併せて使用する図書をいうものとする。ただし、参考書は含まないものとする。
- (3) この要綱において「教科書等」とは、教科書及び学習書をいうものとする。
- (4) この要綱において「夜食費」とは、県立学校の定時制の課程（夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）に限る。）において、授業日等の夕食時に、教育を受ける生徒に対し実施される給食に係る物資購入経費のうち、生徒の負担すべき経費をいう。
- (5) この要綱において「有職生徒」とは、当該年度に90日以上定職、パート又はアルバイトに従事している者とする。
- (6) この要綱において「定職」とは、一定の長期にわたる職業を持ち、その収入によって本人若しくは家族の生活の全部若しくは一部を賄っている場合（自家営業等に従事する場合を含む。）又は専ら家事に従事している場合をいうものとする。
- (7) この要綱において「パート又はアルバイト」とは、「定職」の定義にあてはまらない就労形態をいうものとする。
- (8) この要綱において「就労困難者」とは、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 疾病等により職に就くことができない者
 - イ 心身に障害があり、職に就くことができない者
 - ウ 罹災により経済的に修学が困難な者
 - エ 職に就く意思はあるが、職がなく求職中の者
 - オ その他やむを得ない理由により職に就くことができない者

第3 補助の対象及び補助額

別表1に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 書類の提出

補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に示す書類を在籍する学校の校長に提出するものとする。

- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 身上調書（様式第 2 号）
- ウ 課税に係る事実を確認できる書類又は授業料減免決定通知書の写し
- エ 別表 2 に掲げる証明書類
- オ 教科書等を購入した領収証（書店等の発行で、教科書等の内訳金額等がわかるもの）
- カ 購入教科書等明細書（様式第 8 号）（オに掲げる領収証の内訳の記載が不十分な場合のみ。）
- キ 夜食喫食数証明書類

(2) 申請期限

- ア 教科書等購入費
当該教科書等を使用した年度の 3 月 31 日まで
- イ 夜食費
当該夜食を喫食した年度の 3 月 31 日まで

(3) 申請方法

補助金の交付申請は複数回に分けての提出も認める。2 回目以降の提出について、状況に変化がない場合は(1)イからエまでの書類は省略できるものとする。

第 5 交付申請書の受理事

(1) 交付申請書の受理

校長は、申請者から交付申請書類の提出を受けた場合、第 4 (1)に定める書類を具備しているか確認した上で受理するものとする。

(2) 口座振込依頼書の徴取等

校長は、交付申請書を受理した場合、申請者から口座振込依頼書（様式第 9 号）を徴し、債権者登録を行うものとする。

第 6 交付決定及び確定等の手続

- (1) 校長は、交付申請書を受理したときは、書類審査を行い、補助金の交付決定及び確定又は不交付の決定を行う。
- (2) 校長は、補助金の交付決定及び確定（様式第 10 号）又は補助金の交付決定を行わない旨の通知書（様式第 11 号）を作成し、知事印を押印の上、申請者に対し通知するものとする。

第 7 請求の手続

(1) 請求書の提出

補助金の交付確定の通知を受理した申請者は、請求書（様式第 12 号）を在籍する学校の校長に提出するものとする。

(2) 請求期限

補助金の交付確定の通知を受領した日から起算して 7 日を経過する日まで

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 高等学校定時制課程及び通信制課程教科書等購入費補助金交付要綱（平成 17 年 3 月 25 日付け教高第 1351 号）及び高等学校定時制課程夜食費負担金取扱い要綱（平成 17 年 3 月 29 日付け教体第 1127 号）を廃止する。

別表1 (第3関係)

補助の対象		経費	補助額	備考
事業区分	対象者			
教科書等購入費補助金	<p>有職生徒及び就労困難者のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号）第2条第2号に規定する基準に該当する者</p> <p>(2) 静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和38年静岡県条例第23号）第8条の規定により授業料の減免を認められた者</p>	<p>補助対象者が、在学する県立高等学校の教育課程の履修（県立高等学校の学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程に卒業を目的として在学する有職生徒又は就労困難者にあつては、入学後2年目は14単位以上、3年目以降は28単位以上の修得者であり、かつ、当該年度において2以上の教科・科目を履修する場合をいう。以下同じ。）に必要な教科書等（定時制課程の本科に在学する生徒が、その教育課程を3年で修了するために通信制の単位を併修する場合に必要な教科書等を含む。）の購入に要した経費とする。ただし、前年度以前の履修のために購入した教科書等の購入に要した経費は除くものとする。</p>	左に掲げる経費	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付される者を除く。</p>
夜食費補助金		<p>補助対象者が、在学する県立高等学校の授業日等の夕食時に、当該夜間課程において教育を受ける生徒に対し実施される給食の喫食に要する経費とする。ただし、前年度以前の経費は除くものとする。</p>	左に掲げる経費。ただし、知事が別に定める単価に喫食数を乗じた額を上限とする。	

別表 2 (第 4 関係)

区 分	証明書類
定職に就いている者（自家営業等に従事している者を除く。）	勤務証明書（様式第 3 号）又は雇用主が発行する証明書等
定職に就いている者（自家営業等に従事している者）	申立書（様式第 4 号）
専ら家事に従事している者	申立書（様式第 5 号）
パート又はアルバイトに従事している者	勤務証明書（様式第 3 号）又は雇用主が発行する証明書等
疾病等により職に就くことができない者	申立書（様式第 7 号）
心身に障害があり職に就くことができない者	申立書（様式第 7 号）
罹災により経済的に修学が困難な者	罹災証明書
職に就く意思はあるが、職がなく求職中の者	求職活動証明書（様式第 6 号）又は職業安定所が発行する求職受付票等
その他やむを得ない理由により職に就くことができない者	申立書（様式第 7 号）